

大 阪 市

# 中学校教育課程移行措置要領

平成 30 年度

大 阪 市 教 育 委 員 会

## はじめに

近年の少子高齢化、核家族化、情報化、国際化など、子供の育ちをめぐる環境も激しく変化する中で、国際化の進展や未曾有の災害の発生等に立ち向かう「生き抜く力」を備え、未来を切り拓く心豊かな子供たちを育むことが求められている。

国においては、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成し、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視することを示した幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等が平成29年3月に文部科学省から公示された。この「社会に開かれた教育課程」の実現を通して、学校の間において子供たち一人一人の可能性を伸ばし、新しい時代に求められる資質・能力を確実に育成したり、そのために求められる学校の在り方を不断に探究する文化を形成したりすることが可能になるものとする。

一方、大阪府教育委員会においては、これまでの施策の検証と課題分析のもと、新たに「大阪府教育振興基本計画 ～改革の第2ステージ～ 2017～2020（平成29～32年度）」を策定し、平成32年度までの4年間で目指す2つの最重要目標と目標を達成するために重点的に取り組むべき8つの施策を、総合的かつ計画的に推進している。

これらを踏まえ、各学校においては、教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」の実現が求められる。各学校では、編成した教育課程を継続的に改善・見直しを図っていくことに加えて、教育内容を教科横断的に組織化していくことや、子供や地域の現状や調査やデータを活用したPDCAサイクルを確立していくことが求められる。また、学校内外の人的・物的な教育資源を効果的に組み合わせることなどを通して、教育内容の質を向上させ、学習の効果を最大限に図っていく必要がある。さらに、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業の工夫・改善を行い、習得・活用・探究という学びの過程の中で子供たちが未来を切り拓くために必要な資質・能力を身に付けることができると考える。

この度、大阪府教育委員会事務局において、地域や学校の実態、個別の教育課題を考慮して、適切な教育課程の編成が行われるよう「大阪府中学校教育課程移行措置要領」を作成した。各学校においては、本要領の趣旨や内容を踏まえ、教育課程を編成するとともに、教育課程の内容を広く生徒・保護者・地域にも周知いただくことを期待する。

結びにあたり、作成にご尽力賜った「大阪府中学校教育課程移行措置要領」作成委員の方々に感謝の意を表す。

平成30年1月  
大阪府教育委員会  
指導部長 加藤博之

# 目 次

はじめに

## 目 次

第1章	移行措置の一般的留意事項-----	1
第2章	各教科	
第1節	国語-----	4
第2節	社会-----	9
第3節	数学-----	18
第4節	理科-----	24
第5節	音楽-----	29
第6節	美術-----	37
第7節	保健体育-----	42
第8節	技術・家庭-----	46
第9節	外国語-----	53
第3章	特別の教科 道徳-----	60
第4章	総合的な学習の時間-----	66
第5章	特別活動-----	69

※本要領は、原則、文部科学省から示された学習指導要領の表記をもとに作成しています。